

令和2年4月1日

クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

令和2年度燃料電池自動車の導入促進事業について

1. 提出書類の変更について

令和2年4月1日受付分から、申請書様式と添付書類が変更になります。変更後の内容で書類をご準備ください。

<主な変更点>

- ・助成金交付申請書（第1号様式）が新様式になります。旧様式では申請できません。
- ・住民票、登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書は、コピーも可となります。
- ・（個人・個人事業主）住民票と印鑑証明書は、どちらか片方となります。
- ・（個人）住民税納税証明書は不要になります。
- ・（法人）印鑑証明書は不要になります。
- ・その他の詳細は、「申請書類チェックリスト」をご覧ください。

2. 申請期限について

令和2年度は事業終了年度です。申請期限が例年と異なりますので、ご注意ください。

- ・申請車両の初度登録日

令和3年2月28日まで

- ・申請車両の購入代金支払完了日（領収書日付）

令和3年3月5日まで

※ 令和3年2月28日までに初度登録し、かつ全ての領収書の日付が令和3年3月5日までの車両が助成対象車両となります。これに該当しないものは、助成対象になりません。

- ・申請受付終了日

令和3年3月5日 郵便必着または持参（17：00まで）

※ 受付終了間際の申請に不備があった際は、個別に補正の期限を設定させていただきます。期限内に不備補正ができないと交付決定されない可能性がありますので、ご注意ください。

3. 助成金額について

CEV補助金では、令和元年度補正予算事業から、外部給電機能を有する車両の補助金額が2万円増額されていますが、補助金額の算定基準となる定価、基準額等に変更がないことから、東京都助成金の金額の変更はありません。

以上